

## 後期高齢者医療制度がはじまります

平成20・21年度の保険料率をお知らせします

後期高齢者医療制度は  
来年4月から始まり  
ます

平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。この制度の対象となる被保険者は、75歳以上の方です（65歳以上75歳未満で一定の

### 後期高齢者医療制度の主なポイント

被保険者一人ひとりが、負担能力に応じて公平に保険料を支払うこととなります。被保険者証が一人に1枚ずつ交付され、医療機関で診療を受けるときは、この被保険者証のみを提示することになります。医療機関の窓口での自己負担割合は、現行の老人保健制度と同じく1割（現役並み所得者は3割）です。医療保険と介護保険のサービスを両方利用して自己負担が著しく重くなる方々の負担を軽減します。

障がいがあると認定された方も対象となります。）。  
制度の運営は北海道後期高齢者医療広域連合が行い、保険料の徴収や各種申請、届出などの窓口業務は各市町村が行います。

### 保険料の仕組みは？

医療給付等に必要な財源は、患者が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除くと、被保険者の保険料（1割）と、国や道、市町村からの公費（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）で構成されます。保険料は、被保険者ごとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額（以下「均等割額」と）に所得に応じて負担する「所得割額」に区分されます。

### 保険料率は？

個人の保険料は、均等割額と所得割率からなる「保険料率」で計算されます【表1】。基本的には、道内で均一ですが、一人当たりの平均老人医

療給付費が著しく低い市町村の保険料率は、制度施行時から6年間、暫定的に軽減されます。

和寒町にお住まいの方の保険料率は、平成20・21年度において、年間、均等割額が4万3143円、所得割率が9.63%です。

これは、11月22日開会の広域連合議会で制定された保険料率で決まったものです。

### 保険料の軽減と減免は？

所得が低い世帯の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます【表2】。

また、加入する前日まで、被用者保険の加入者に扶養されていた方は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和のため、2年間、所得割がからず、均等割額が5割軽減されます。なお、これらの方は、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、その後の半年は均等割額の1割、2100円の負担となります。

そのほか、災害などで重大な損害を受けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、

保険料を納めることが困難な方は、広域連合に申請することで、保険料が減免される場合があります。

### 保険料を納める方法は？

保険料は、原則、介護保険料と同様に、年金から自動的に納付されます。

ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、和寒町の条例で定める納期ごとに、納付書などの方法で納めることになります。

### 年間の保険料額は？

和寒町にお住まいの被保険者が1年間に支払う保険料額は、次ページの表3を参考にしてください。

なお、保険料の年間の限度額は、50万円となっています。

### 問い合わせ先

和寒町役場（☎32・2421）または北海道後期高齢者医療広域連合（☎011・290・5601または5602）

### 受けられる給付で申請が必要なものは？

後期高齢者医療制度では、病気やけが、死亡に関して給付を行います。申請が必要なものもあります。病気やけがでかかった医療費が高額になった場合に自己負担限度額を超えた分が給付される高額療養費や、被保険者が死亡した場合に給付される葬祭費などで、現行の国保や老人保健制度と基本的には同じです。

また、新たに「高額介護合算療養費制度」という仕組みが設けられ、医療でかかった自己負担と介護保険サービスの利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、その世帯の負担を軽減します。これらの給付を受けるには、現行の老人保健制度と同じく、各市町村担当窓口へ申請してください。なお、広域連合では、後期高齢者に対する健康診査を実施します。詳細は、別途お知らせします。

表1 「保険料額の求め方」

均等割額43,143円 + 所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除額33万円) × 所得割率9.63%  
 保険料額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。  
 なお、年間の所得が5,074,102円以上の方の保険料は、50万円です。

表2 「均等割額の軽減について」

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額 (軽減割合)	均等割額
33万円	30,201円 (7割軽減)	12,942円
33万円 + (24万5,000円 × 世帯に属する被保険者数 (被保険者である世帯主は除く。))	21,572円 (5割軽減)	21,571円
33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者数)	8,629円 (2割軽減)	34,514円

65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。

世帯主が被保険者ではない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の際の対象となります。

表3 「平成20・21年度における個人の後期高齢者医療保険料額の試算 (年額)」

この表は、年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。被保険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

例1) 1人世帯の場合

所得 (参考:年金収入のみ)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)	225万円 (350万円)	262.5万円 (400万円)
保険料額	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円	264,100円

例2) 夫婦2人世帯の場合

所得 (参考:年金収入のみ)	夫	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)
	妻	0万円 (50万円)	0万円 (50万円)	0万円 (50万円)
保険料額	夫	12,900円	79,700円	136,500円
	妻	12,900円	34,500円	43,100円

夫婦2人世帯の場合、夫の年金収入の額で判定すると、収入が168万円以下は7割軽減、192万5千円以下は5割軽減、238万円以下は2割軽減です。  
 表2の判定方法により、は30,201円、は8,629円が軽減されています。

75歳以上の方は、保険証が切り替えとなります。

平成19年9月に国民健康保険の保険証を更新しましたが、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が始まることから、保険証の切り替えとなります。

来年3月に新しい保険証を郵送致しますので、国民健康保険証をお持ちの方は、4月に入りましたら、役場 住民課 までお返し下さい。

